

第1回三重県環境審議会地球温暖化対策部会

日 時：令和8年3月26日（木） 14:00～16:00

場 所：三重県勤労者福祉会館 地階 特別会議室

出席者：赤堀委員、岩崎委員（部会長）、太田委員、加田委員、新原委員（web）、
平山委員（部会長代理）、本郷委員

開会

西田環境共生局次長：

・三重県は2021年に「地球温暖化対策総合計画」を策定し、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを30%削減する目標を掲げた。その後の国の方針変更等を踏まえ、2023年に計画を改定し、国目標より1%高い「47%削減」を新たな目標に設定した。

・国は2025年に計画を改定し、2050年ネット・ゼロへ向けた直線的な道筋を示すことで、排出削減と経済成長の両立を図る方針を示している。県は2023年度に設定した高い削減目標を確実に達成するため、国の方針や社会・技術動向を踏まえ、2026年度中に計画を改定してより具体的・実効的な取組を進めていきたい。

・なお、2026年4月18日に三重県誕生150周年を迎える。このような節目の年に持続可能な社会をめざすため、検討を進めていきたい。

議事「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の背景について

新原委員：

・昨今のエネルギー情勢の変動を踏まえると、中長期的な情勢の変化に備え、今から省エネや節電、再生可能エネルギーの導入促進といった様々な取組を進める旨が課題感として計画に反映されていればよい。

岩崎部会長：

・「策定時に設定した30%削減目標については達成に向け着実に進んできたが、47%削減となると取組をもっと強めていく必要がある。2050年ネット・ゼロとなれば尚更だ。」ということだが、資料2の4ページだけで伝えられるよう工夫されたい。

・資料2の4ページに「着実な取組」とあるが、「着実な」というと、通常「これまでと同じように粘り強く進めていけば達成可能」という意味で理解する。このため、着実に進めるとともに、取組を強めていくことを伝えられるようにしていただきたい。

議事「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の方向性について

平山部会長代理：

・資料の追記内容は、緩和について強めに記載があるが、適応についてさらに強化していく必要がある。基本的な方向性の方向2のウェルビーイングの考え方は、この適応のところで反映させていただきたい。現行の計画でも健康面での記載はあるが、記載内容は情報収集にとどまっているので、ウェルビーイングの考え方を方向1に反映し適応の重要性を謳うと、県の独自性も出るので、表現を工夫していただきたい。

赤堀委員：

・熱中症による救急搬送者数が増えてきている。また、環境省の資料では、自然災害で亡くなる方よりも熱中症で亡くなる方が多いとあった。計画において、熱中症対策について関心を持つことが重要。

・緩和もしっかり取り組みつつ、地球温暖化は止められないので、適応もしっかり取り組むことが重要。

・計画の見直しにあたっては、これまでの施策がどの程度達成できているのか、整理することが重要。

新原委員：

・適応の取組の重要性は、県民の皆さんにとって、事業者の皆さんにとっては、緩和の取組の重要性以上に日常的で分かりやすい。

・適応は、県民の健康や安全を守ることや、生態系の維持や観光資源を守る意味でも重要であるため、緩和と併せて発信の方法を工夫していただきたい。

・国の地球温暖化対策計画に、都道府県に対する取組への期待として、基礎自治体との連携や支援に関する記載がある。県と市町との連携は、県内全体の脱炭素化を進めていくうえで重要であるので、総論としてこのような視点を総論に入れていただきたい。

・県内での連携に加え、県外との連携も考えていただきたい。例えば、愛知県を中心とした「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」があり、愛知、岐阜、三重の3県で脱炭素をめざし水素やアンモニアの利活用の拡大を図る進められている。三重県においても、隣県と連携しながら、市町や一企業ではできない、広域での取組や協力も将来的に模索されてはいいかがか。

本郷委員：

・事業者の立場として、社内でも温室効果ガスの排出量削減に関する議論を行っているが、適応は現場の従業員もいる関係で安全・衛生面として別で議論を行っている状況。これからは緩和に加え適応も重要となってくると考える。